

厚生労働省告示第百三三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十六第二項の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改 出 後	改 正 前
<p>別表 障害児相談支援給付費単位数表</p> <p>1 (略)</p> <p>イ 障害児支援利用援助費</p> <p>— 障害児支援利用援助費() 1,620単位</p> <p>— 障害児支援利用援助費() 811単位</p> <p>ロ 継続障害児支援利用援助費</p> <p>— 継続障害児支援利用援助費() 1,318単位</p> <p>— 継続障害児支援利用援助費() 659単位</p> <p>注1 障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者（法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、障害児相談支援対象保護者（同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。注1の を除き、以下同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。</p> <p>— 障害児支援利用援助費() 指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号。以下「指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）における障害児相談支援対象保護者の数（指定基準第3条第2項に規定する障害児相談支援対象保護者の数をいう。以下この1において同じ。）を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員（指定基準第3条第1項に規定す</p>	<p>別表 障害児相談支援給付費単位数表</p> <p>1 障害児相談支援費</p> <p>イ 障害児支援利用援助費 1,611単位</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ロ 継続障害児支援利用援助費 1,310単位</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>注1 障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者（法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、障害児相談支援対象保護者（同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。以下同じ。）に対して指定障害児支援利用援助(同号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。以下同じ。)を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。</p> <p>(新設)</p>

る相談支援専門員をいう。以下同じ。) の員数 (前六月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。) (以下「相談支援専門員の平均員数」という。) で除して得た数 (以下「取扱件数」という。) の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

— 障害児支援利用援助費 () 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

- 2 継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助 (法第24条の26第1項第2号に規定する指定継続障害児支援利用援助をいう。以下同じ。) を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。

— 継続障害児支援利用援助費 () 取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

— 継続障害児支援利用援助費 () 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

- 3 指定障害児相談支援事業者が、指定基準第15条第2項第6号 (同条第3項第3号において準用する場合を含む。) 、第8号、第9号若しくは第10号から第12号まで (同条第3項第3号において準用する場合を含む。) 又は同条第3項第2号に定める基準を満たさないで指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、所定単位数を算定しない。

4 (略)

(新設)

- 2 継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助 (法第24条の26第1項第2号に規定する指定継続障害児支援利用援助をいう。以下同じ。) を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。

(新設)

(新設)

- 3 指定障害児相談支援事業者が、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年厚生労働省令第29号。以下「指定基準」という。) 第15条第2項第6号 (同条第3項第3号において準用する場合を含む。) 、第8号、第9号若しくは第10号から第12号まで (同条第3項第3号において準用する場合を含む。) 又は同条第3項第2号に定める基準を満たさないで指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、所定単位数を算定しない。

4 (略)

- 5 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している障害児に対して、指定障害児相談支援を行った場合（注3に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 2 (略)
- 3 初回加算 500単位
- 注 指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画（法第6条の2の2第8項に規定する障害児支援利用計画をいう。以下同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。
- 4 特定事業所加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合には、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。
- | | |
|--------------|-------|
| イ 特定事業所加算() | 500単位 |
| ロ 特定事業所加算() | 400単位 |
| ハ 特定事業所加算() | 300単位 |
| ニ 特定事業所加算() | 150単位 |
- 5 入院時情報連携加算
- 注 障害児通所支援を利用する障害児が医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（以下「病院等」という。）に入院するに当たり、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況や生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、当該障害児1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算す

- 5 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定障害児相談支援を行った場合（注3に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 2 (略)
- 3 初回加算 500単位
- 注 指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画（法第6条の2の2第7項に規定する障害児支援利用計画をいう。）を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。
- 4 特定事業所加算 300単位
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所（指定基準第3条に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。）は、1月につき所定単位数を加算する。
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

る。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合
においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。

イ 入院時情報連携加算() 200単位

ロ 入院時情報連携加算() 100単位

6 退院・退所加算 200単位

(新設)

注 法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)若しくは障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。)に入所していた障害児、病院等に入院していた障害児、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第3条に規定する刑事施設、少年院法(平成26年法律第58号)第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法(平成7年法律第86号)第2条第7項に規定する更生保護施設に收容されていた障害児又は法務省設置法(平成11年法律第93号)第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法(平成19年法律第88号)第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設(更生保護施設を除く。)に宿泊していた障害児が退院、退所等をし、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合(同一の障害児について、当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。)には、入所、入院、收容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算する(3の初回加算を算定する場合を除く。)

- 7 医療・保育・教育機関等連携加算 100単位 (新設)
- 注 指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等(障害児通所支援及び障害福祉サービス(障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。)を除く。)を提供する機関の職員等と面談を行い、障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する(3の初回加算を算定する場合及び6の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。)。
- 8 サービス担当者会議実施加算 100単位 (新設)
- 注 指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、指定基準第15条第2項第10号に規定するサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況(障害児についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。
- 9 サービス提供時モニタリング加算 100単位 (新設)
- 注 指定障害児相談支援事業所が、当該指定障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成した障害児相談支援対象保護者に係る障害児が利用する障害児通所支援の提供現場を訪問することにより、障害児通所支援の提供状況等を確認し、及び当該提供状況等を記録した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、相談支援専門員1人当たりの障害児相談支援対象保護者の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。
- 10 行動障害支援体制加算 35単位 (新設)
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村

長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。

11 要医療児者支援体制加算 35単位 (新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。

12 精神障害者支援体制加算 35単位 (新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。

13 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位 (新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児（以下この注において「要支援児」という。）が指定短期入所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう。）に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合にあつては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援児1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

14 地域体制強化共同支援加算 2,000単位 (新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に

係る障害児に対して、指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児利用支援を行っている指定障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。